

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書別表1の(注)(1)、(2)及び(3)の規定に基づく資金の指定について

平成17年4月20日認可

1. 独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）別表1の(注)(1)の規定に基づく「別に定める資金」は、次に掲げる資金とする。

(1) 金融公庫資金（農業協同組合又は農業協同組合連合会が、農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条第1項第1号から第1号の7まで、第7号若しくは第8号に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）第2条第1号イからチまで、ツ若しくはネに掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者又はその組織する法人に対して貸し付ける資金をいう。）

(2) 特定農産加工資金（特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）第4条第1項に規定する承認特定農産加工業者等（同法第3条第2項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。）が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って同法第3条第1項に規定する経営改善措置又は同条第2項に規定する事業提携を行うのに必要な資金のうち、特定農産加工資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16総合第1932号農林水産省総合食料局長通知）の第3の1に定める者が同2の事業を行うために必要な資金をいう。）

(3) 家畜排せつ物処理高度化資金（農業協同組合又は農業協同組合連合会が、農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第9条第1項の認定を受けた者が同法第10条第2項に規定する認定処理高度化施設整備計画に従って同法第7条第2項第2号に規定する処理高度化施設の整備を実施するために必要な資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で当該認定を受けた者に対して貸し付ける資金をいう。）

(4) 農業経営改善促進資金（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第8条第3号に規定する認定を受けた者が当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金をいう。）

(5) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第2の1に規定する者に貸し付けられる同2に掲げる資金をいう。）

(6) 独立行政法人農畜産業振興機構の助成（平成10年6月17日大蔵省・農林水産省告示第32号（農業信用保証保険法第2条第3項及び第66条第1項第1号並びに農業信用保証保険法施行令第4条第1号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金、主務大臣が指定する農業協同組合及び主務大臣が指定する農畜産業振興事業団の助成を定める件）第1条第1号イの資金のうち家畜の購入若しくは育成若しくは肥料、飼料等の購入に必要なもの又は同号ハの資金に係る補助、利子補給又は原資預託に充てるための基金に積み立てられる資金に充てるために行われる独立行政法人農畜産業振興機構の補助金とする。）に係る利子補給又は原資預託が行われるもののうち保証保険法第2条第1項第1号に規定する者に貸し付けられるもの

2. 業務方法書別表1の(注)(2)の規定に基づく別に定める農業経営改善資金は、特定資金のうち農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金並びに1の(1)、(2)、(3)及び(4)の資金とする。

3. 業務方法書別表1の(注)(3)の規定に基づく別に定める農業経営維持資金は、1の(5)及び(6)の資金とする。

附 則

1. この指定は、主務大臣の承認のあった日から施行する。

ただし、2及び3の規定は、平成17年7月1日から施行する。

2. 独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書別表1（注）(1)の規定に基づく資金の指定について（平成16年6月24日財政第307号・農林水産省指令16経営第891号認可）は廃止する。

3. この指定の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。